

ハラスメントは許しません！

NO!
ハラスメント

(事業所の名称) 藤森運輸株式会社

(代表者職・氏名) 代表取締役 藤森大輔

性的な内容の言動（就職活動中の方に対するものも含む）はセクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動はマタハラ、優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超え、労働者の就業環境が害されるものはパワハラになり得ます（介護休業等の制度又は措置に関する否定的な言動もハラスメントになり得ます）。このような言動については職場の同僚へはもちろん、インターンシップ参加者、OB・OG訪問者、実習生等を含む就職活動中の方（以下「求職者等」）及び派遣労働者、フリーランス並びに他社の労働者等に対しても行わないよう注意しましょう。また、カスハラには会社として毅然とした態度で対応し可能な限り一人に対応させない等、皆さまを保護します！私たちは以下のようなハラスメント行為を許しません！

セクハラ

求職者等セクハラとは？

セクシュアルハラスメント
求職者等に対するセクシュアルハラスメント

セクハラは、例えば…

- ・性的な冗談、からかい質問
- ・わいせつ画面の閲覧、配布、掲示
- ・性的な内容の噂を意図的に流す
- ・食事やデートにしつこく誘う
- ・身体への不必要な接触
- ・交際、性的な関係の強要
- ・性的な言動を拒否した社員を辞めさせる 等

求職者等セクハラは、例えば…

- ・面接官から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛に感じる
- ・インターンシップにおいて、求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行う
- ・企業説明会において、求職者等の腰、胸等に触る 等

マタハラ等とは？

妊娠・出産等に関するハラスメント
育児・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産等に関するハラスメントは、例えば…

- ・妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた
- ・妊娠中に体調不良等で休みを取ると、上司に「一旦辞めて、落ち着いてから戻ればいい」と言われた 等

育児・介護休業等に関するハラスメントは、例えば…

- ・育児休業の申し出をすると、上司から「男のくせにあり得ない」と言われた
- ・介護休業の申し出をしようとしたら、上司から大量の業務を押しつけられ、制度利用を阻害される 等

パワハラ

カスハラとは？

パワーハラスメント
カスタマーハラスメント

パワハラは、例えば…

- ・物を投げつけられ身体に当たった
- ・同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- ・先輩・上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない
- ・一人ではできない量の仕事を押しつけられる 等

カスハラは、例えば…

顧客等からの

- ・契約内容を著しく超えたサービス提供の要求
- ・大きな声をあげる等で労働者や周囲を威圧する言動
- ・不当な損害賠償請求 等

ハラスメントを行った場合は、就業規則に基づき、懲戒処分の対象となることがあります。その場合、①行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）、②当事者同士の関係（職位）③被害者の対応（告訴等）・心情等を総合的に判断し、処分を決定します。また、求職者等に対するハラスメント対策として、別途「就職活動等に関するルール」を定めますので、留意してください。



ハラスメントで悩んでいませんか？



ハラスメントに対して、はっきりと「嫌だ」「やめてください」という意思を相手に示しましょう。一人で悩まず、深刻な事態にならないよう、早めに相談してください。

ハラスメント相談窓口:本社管理部 TEL:086-477-7666 E-mail:info@fujimoriunyu.co.jp

カスタマーハラスメント相談窓口: 同上

- ★あなたが正社員でなくても、また、派遣社員であっても当社において働いているすべての方は相談をすることができます（フリーランスの方も相談をすることができます）。
- ★ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合でも相談してください。
- ★相談は公平に、相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはい行いません。
- ★相談を受けた場合、必要に応じて関係者から事情を聴くなどして事実関係を確認し、事案に応じた適切な対応をします。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- ★顧客等からのカスタマーハラスメントに当たる行為に対しては、従業員の人格および就業環境を守る観点から、適切な対応方針および支援体制を整備します。なお、具体的な対処内容については、「カスタマーハラスメント対応マニュアル」に定めます。



育児休業等の制度利用のためには、業務配分の見直し等が必要な場合がありますので、早めに上司等に相談して下さい。また、気持ちよく制度を利用するためにも、日頃から業務に携わる社員とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。